

共謀罪成立に対するIADL声明と 日本政府の二枚舌外交

JALISA副会長 笹本 潤

1、国際民主法律家協会(IADL)は、2017年6月16日、国連人権理事会第35会期において、日本の共謀罪法の成立について抗議の声明を出し、全体会でIADLジュネーヴ代表ミコル・サビアが発言しました。

国際NGOとして初めて、国連の場で日本の共謀罪成立を批判しました。実は私は共謀罪が成立しないようなIADL声明を出せないかと思ってジュネーヴに行ったのですが、声明の準備をIADLがしている間に参議院の委員会の審議を飛ばして本会議で成立するという異例の採択が行われたので、急遽成立を非難する決議に変えました。それほど凶暴罪法成立にかかる異常さが目立ちました。

-----IADL声明-----

国際民主法律家協会 (IADL) は、人権理事会に対して、2017年6月15日に日本の国会で採択された、いわゆる「共謀罪法案」が人権保障にとって否定的影響を持つことについて注目するよう呼びかける。

法案は広汎な抗議がある中で、通常は本会義の投票の前になされる委員会での承認を省略するという異例な方法で成立した。これは、争いのあるテーマについての議会での十分な討論の促進という点からも問題である。

政府は、この法案を採択することは、国内法を国連国際組織犯罪条約に適用する上で、そして2020年の東京オリンピックを迎えるにあたってのテロの危険に対応するために、必要だと言った。法案の中では、テロリストグループや他の組織犯罪グループは、放火や著作権違反までの277の犯罪に関する計画と準備行為に関し罰せられることになっている。

法律専門家は、このような法律を追加して創設することの適切性と必要性について疑問を投げかけている。さらに、プライバシー権に関する国連特別報告者、ジョセフ・ケナタッチ氏が2017年5月18日に日本政府宛にあてた書簡では、法案はプライバシー権と表現の自由に対する不当な制限になる可能性がある、と指摘されている。「組織犯罪集団」の定義のあいまいさは、安全保障のセンシティブな領域におけるNGOの活動に対する監視を合法化する機会を与えることになる。

日本政府は、特別報告者の正当な懸念に正面から答えずに、「明らかに不適切」と言って受け付けなかった。安倍晋三首相は、ケナタッチ氏の評価を「極端にバランスを欠いている」と言って公然と非難し、特別報告者の言動を「客観的な専門家のものではない」とした。このような攻撃的な言動は、日本政府の国連特別報告者制度に対する重大な侮辱である。特に日本は、他のすべての国連加盟国の人権尊重を推進すべき人権理事会の理事国の一つなのであるから、許されるべきものではない。

IADLは、テロリズムに対抗する上では国際人権法の義務を遵守することが何よりも優先しなくてはならないと強調するとともに、日本の国会に対してはいわゆる共謀罪法案を廃止するとともに、人権理事会に対しては、日本政府に対して、仮に特別報告者に好まない評価をされた場合や実際にされた場合でも、特別報告者の権限と権威を尊重するように呼びかけることを要望する。

2017年6月15日

2、日本政府の「二枚舌人権外交」

上記のIADL声明の後半部分でも触れられているように、日本政府は国連人権理事会のプライバシー権特別報告者ケナタッチ氏の日本政府に対する書簡（いわゆる共謀罪法案が、プライバシー権や表現の自由を侵害するおそれがあるから、その点を明らかにするよう日本政府に質問するもの）に対して、個人的見解などと攻撃する姿勢を見せ、書簡に対する実質的な回答を拒否しました。

しかし、同じ国連人権理事会において、日本政府は他国に対しては、特別報告者に協力しろという態度を取っているのです。6月14日に、北朝鮮の拉致問題を含む人権状況に対して、北朝鮮に対して北朝鮮の人権状況に関する特別報告者に協力していないことを非難し、最後には、「表現の自由や恣意的な拘禁の自由に対する侵害に懸念を表明し、これらの価値が民主主義にとって中心的な価値である、人権理事会は無視してはならない」と、態度を表明しています。

共謀罪については、特別報告者を拒否しながら、北朝鮮の人権状況に対しては、徹底した批判を加えるという姿勢は、完全に二枚舌です。人権の価値は普遍的で、外交上の問題や自国に不利だからという他の理由で、人権に対する態度を変えてはいけませんが、人権保障の考え方です。

IADLのミコル・サビアに対して、この点を質問してみたところ、やはりこのような態度は多くの「西側先進国」においてよく見られるところ、と言います。例えば、ウイキリークの創設者のアサンジュ氏の事件にIADLはずっと関与していますが、2016年3月の人権理事会第31会期において、IADLは、声明を出しています。

アサンジュ氏がイギリスのエクアドル大使館に拘禁され、スウェーデンに引き渡しを要求されている状態に対して、国連人権理事会の作業部会（特別報告者と並ぶ特別手続の一つ）が、これは「恣意的な拘禁にあたる」との決定を出しました。しかし、イギリスと政府は、これに対して「しろうと集団」などと言って国連の作業部会を非難しました。IADLは直ちに、このような態度は国連の制度を無視するもので、ダブルスタンダードであると批判しました。

今の日本政府と同じように、西側先進国には、自分の国が批判されると徹底的に攻撃し、他国に対しては逆に厳しく批判する傾向が見られるのです。サビア氏によると、それは「西側諸国には、自国には人権侵害がない、というおごり高ぶった態度の表れ」と言います。

自国の人権侵害状況が問題とされようと、それに正面から答えていかない限り、他国の人権侵害を批判する資格はありません。人権侵害をなくすよう要求するのならば、自国の人権侵害にも向き合わない限り、他国に物が言えない国になります。

私たち NGO は、このような日本政府や先進国の「おごり高ぶった態度」を明らかにして批判していくとともに、国際基準にそって人権状況の改善を求めていく活動が今後求められていると言えるでしょう。

2017年日本平和学会春季研究大会報告自由論題部会「平和への権利国連宣言を活用するために」報告

1. 本部会の趣旨と報告構成について

名古屋学院大学教授 飯島 滋明

2017年7月1日、2017年日本平和学会春季研究報告大会の自由論題部会3(パッケージ報告1)では「平和への権利国連宣言を活用するために」と題する研究会が開催された。

2016年12月19日(現地時間)、国連総会で「平和への権利宣言」が採択された(賛成131カ国、反対34ヶ国、棄権19カ国)。「平和への権利宣言」採択の情報は日本ではメディアではほとんど報じられていない。ただ、「武力不行使原則」(国連憲章2条4項)にもかかわらず、武力行使が国際社会であとを絶たない中、国連憲章で正当化されない武力行使に歯止めをかける目的で採択された「平和への権利宣言」の重要性は決して低く評価されてはならない。ましてや「平和」を対象とする「日本平和学会」には、「平和への権利宣言」の意義や重要性、その限界を